

令和6年度 幡多広域市町村圏事務組合 会計年度任用職員募集要項

幡多広域市町村圏事務組合では、令和6年6月17日から任用する会計年度任用職員を募集します。

1. 受付期間 令和6年3月1日(金)から令和6年3月15日(金)まで
2. 募集する職 幡多広域市町村圏事務組合 会計年度任用職員
3. 採用人数 1名
4. 採用予定期間 令和6年6月17日から令和7年3月31日まで
※勤務成績等が良好な場合、再度任用されることがあります。
※任用された日から1ヶ月は条件付採用期間となります。
5. 職務内容 一般事務及び徴収事務補助
6. 勤務場所 〒787-0028 四万十市中村山手通19 高知県幡多総合庁舎3階
幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構
7. 給与及び勤務条件等
 - (1) 給料及び報酬
給料月額 156,870円～161,225円
給料及び報酬は、条件等に定めるところにより支給されます。
 - (2) 各種手当
通勤手当、時間外勤務手当等、又はこれらに相当する報酬、期末手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
 - (3) 勤務条件
 - ①勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分まで(パートタイム勤務)
 - ②休日は原則として、土・日・祝日及び年末年始
 - ③休暇は、年次有給休暇等の各種休暇制度があります。
 - ④法定の社会保障制度を適用。また、労働災害補償保険又は組合の公務災害補償制度、地方公務員災害補償制度のいずれかを適用します。
8. 服務 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
※パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事制限(副業・兼業)は適用外ですが、事前に届出等が必要となります。
9. 必要な資格 普通自動車第一種運転免許(AT車可)

次のいずれかに該当する者は応募できません。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行未了又は猶予中の者
 - (2) 当機構構成市町村職員又は当機構職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加わった者
10. 応募申込 次の書類を令和6年3月15日 午後5時00分必着(郵送又は持参)で提出
※郵送で申し込む場合は、簡易書留により送付してください。
 - (1) 提出書類 履歴書(任意様式)
 - (2) 提出場所 〒787-0028 四万十市中村山手通19 高知県幡多総合庁舎3階
幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構
11. 選考方法 書類及び面接による
※面接日程については、対象者毎にお知らせします。
12. 採用 選考結果は、3月下旬に通知します。

問い合わせ先

〒787-0028

高知県四万十市中村山手通19 高知県幡多総合庁舎3階

幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構

電話:0880-34-1301 / FAX:0880-34-1322